

高鍋町告示第56号

令和5年第4回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月1日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和5年12月7日(木)

2 場 所 高鍋町役場議場

---

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
田中 義基君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
古川 誠君	永友 良和君

---

○12月11日に応招した議員

同上

---

○12月12日に応招した議員

同上

---

○12月15日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和5年12月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 定期監査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) [令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)]
- 日程第5 議案第67号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第6 議案第68号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第7 議案第69号 高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第8 議案第70号 高鍋町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第71号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第73号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 高鍋町国営土地改良事業基金条例の制定について
- 日程第13 議案第75号 高鍋町災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第76号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第15 議案第77号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第78号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第79号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 選挙第1号 高鍋町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 定期監査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）〕
- 日程第5 議案第67号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第6 議案第68号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第7 議案第69号 高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第8 議案第70号 高鍋町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第71号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第73号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 高鍋町国営土地改良事業基金条例の制定について
- 日程第13 議案第75号 高鍋町災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第76号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 議案第77号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第78号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第79号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 選挙第1号 高鍋町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

---

出席議員（13名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 日高 正則君  | 2番 森崎 英明君  |
| 3番 橋 重文君   | 5番 春成 勇君   |
| 6番 兒玉 秀人君  | 8番 田中 義基君  |
| 10番 森 弘道君  | 11番 加藤 秀文君 |
| 12番 檜原 富子君 | 13番 松岡 信博君 |
| 14番 緒方 直樹君 | 15番 古川 誠君  |

16番 永友 良和君

---

欠席議員（1名）

7番 中村 末子君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君      事務局長補佐 井戸川 隆君  
議事調査係長 宮本 敦子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	島埜内 遵君	代表監査委員	三輪 見敏君
農業委員会会長	坂本 弘志君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		野中 康弘君	
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	吉田 聖彦君
農業政策課長	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君		
会計管理者兼会計課長		鳥取 和弘君	
町民生活課長	日高 茂利君	健康保険課長	濱本 生代君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課課長補佐	松浦 郁雄君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君		

---

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から令和5年第4回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。

令和5年第4回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る12月4日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員1名欠席の5名、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長、福祉課長の4名、議会事務局より日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、議案第66号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）〕、議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について外指定管理者指定についてが1件、議案第69号高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第70号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について外条例の一部改正についてが2件、議案第73号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について外条例の制定についてが2件、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）、議案第77号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）外特別会計補正予算が2件の14件であります。

執行部から説明を受け質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。その後、選挙第1号高鍋町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を追加し、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日12月7日から12月15日までの9日間とすることで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

なお、今回初めてタブレットが導入されました。今回は紙媒体でも配付されておりますが、今後のためにもできるだけタブレットを使用するよう委員から提案がありましたので、御協力お願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、兒玉秀人議員、8番、田中義基議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告、議員派遣の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書が手元に配付してありますので、これによって報告といたします。

次に、定期監査結果報告を求めます。三輪見敏代表監査委員。

○代表監査委員（三輪 見敏君） 代表監査委員。それでは、定期監査の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、令和5年11月6日付で町長、町議会議長、農業委員会会長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

第1に、監査の種類でございますが、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期

監査でございます。

第2に、監査の対象でございますが、記載の各課委員会における令和2年度、令和3年度、令和4年度の町単独補助金交付の執行についてでございます。

第3に、監査の期間でございますが、令和5年10月17日から令和5年10月20日まで、実質監査日数4日間でございます。

第4に、監査の着眼点及び実施内容についてでございますが、補助金につきましては、地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されております。その公益性は、地方公共団体の責任において判断されることから、絶えず必要性が検証され、その結果が反映されるべきであります。

また、補助金は公金である以上、常に予算執行において厳正な対応が求められるものであります。

さらに、税が財源であることを認識し、補助金が補助目的に従って使用されているか、真に効果が認められるとともに交付条件が遵守されているかなど、行政として絶えず把握することが求められます。

以上のことから、次のことを主眼として実施いたしました。

アとして、予算との整合性。イ、補助目的としての整合性。ウ、補助額交付の時期は妥当か。エ、申請から交付、完了実績確認までの手続は、条例、規則、要綱に基づき的確に行われているか。オ、実績に基づく効果の判定、見直しは行われているかについてでございます。

監査の実施に当たりましては、補助金に係る予算の写し、補助金交付台帳及び交付に関する全ての関係書類の提出を求め照査を行うとともに、必要に応じて関係課職員に説明を求めました。

また、補助金に関する事務を統括する財政経営課長にも説明を求めました。あわせて、抽出により補助を受ける団体から経理を証明する書類等の提出を求め、照合しました。

なお、本監査は高鍋町監査基準に基づき実施いたしました。

第5に、監査の結果についてでございますが、補助金交付に係る事務については、予算執行は目的に合致しており、補助金の交付に関する規則及び補助金交付要綱等に準拠して適正に執行され、経理を証明する書類等の管理も適正であることを認めました。

また、実績に基づく効果の判定、見直しも定期的に行われていることを確認しました。

今後とも、引き続き適正な補助金交付事務の執行に向けて、分析、評価、検討に取り組まれるよう要望いたします。今回の監査の対象となった町単独補助金は別表のとおりでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。

令和5年9月1日から令和5年11月30日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、「高鍋町歴史シンポジウム・秋月三名君フォーラム in 高鍋2023」についてでございますが、9月30日土曜日、高鍋町美術館において開催いたしました。

町内外から約240名の方に御参加いただき、法政大学名誉教授の田中優子氏による基調講演や、「江戸時代のSDGs～秋月三名君の施策から学ぶ～」をテーマにパネルディスカッションを行いました。リサイクルが徹底されていた江戸時代の人々の生活やその背景に着目し、高鍋藩、米沢藩、秋月藩それぞれのSDGsに通じる施策が紹介されるなど、今後のまちづくりについて考えるよい機会となったものと考えております。

次に、町民の日記念式典及び社会福祉大会についてでございますが、10月1日日曜日、高鍋町美術館にて挙行いたしました。当日は多数の町民の皆様にご参加いただき、行政や福祉分野等に貢献された方々に対しまして表彰を行いました。

次に、文化活動を通じた高鍋町の地域振興に関する連携協定締結式についてでございますが、10月16日月曜日、高鍋町役場において執り行い、株式会社モリダイラ楽器様及び有限会社art point様と連携協定を締結いたしました。

今回の協定結果により、先月、町内において「モーリス・ギター・フェスティバル」及び「モーリス・ギター・フェア」を開催いただいております。今後も本町の文化振興に大いに寄与していただけるものと期待しております。

次に、「第29回Smart Wellness City首長研究会」についてでございますが、10月25日水曜日、兵庫県西脇市にて開催されました。高齢になっても地域で元気に暮らせる健康社会を実現するため、令和元年度から同研究会に参加しており、地方創生や健康づくり政策などについて、全国の志を同じくする多くの自治体と連携して取り組むため、意見交換を行いました。

次に、高鍋城灯籠まつり及び歓迎交流会についてでございますが、10月28日土曜日、舞鶴公園周辺にて開催されました。

当日は天候にも恵まれ、約2万人に御来場いただき、会場にともされた灯籠約8,000基の幻想的な明かりが来場者の心を魅了していました。

ステージイベントでは、本町出身のヒップホップアーティストであるGADORO氏に出演いただき、約5,000人の観客を相手に圧巻のステージを披露いただきました。

また、姉妹都市や秋月家との交流会も併せて開催し、さらなる親交を深めることができました。

次に、高鍋町ふるさと応援大使委嘱状交付式についてでございますが、10月31日火曜日、高鍋町役場において執り行いました。今回、ふるさと応援大使第9号といたしまして、本町出身で演歌歌手の水木大介氏に委嘱状を交付いたしました。先月、「水木大介35周年記念華の宴」と題したコンサートを町内で開催するなど、演歌歌手として県内外で幅広く活躍されており、本町の魅力発信に大いに貢献していただけるものと期待してお

ります。

以上、その他の政務及び要望活動等につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から12月15日までの9日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの9日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案第66号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第66号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第66号（専決第6号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）〕について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、低所得世帯支援として住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり3万円を7月から順次給付しておりますが、低所得世帯を引き続き支援することが盛り込まれた国の第1次補正予算が11月29日に成立したことから、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり7万円を追加給付するものでございます。

この7万円の給付を12月中に開始する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,204万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億8,422万3,000円とするものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第66号（専決第6号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）〕について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、重点支援地方交付金の低所得者支援枠を追加的に拡大することが盛り込まれた、デフレ完全脱却のための総合経済対策が11月2日に閣議決定され、国の補正予算が11月29日に可決・成立したことから、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を給付するために必要となる経費を計上するものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。予算書は6、7ページ。



まず、歳入についてでございます。

歳入は、全額ふるさとづくり基金繰入金でございますが、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が入りましたら振り替えることとしております。

次に、予算書8、9ページ、歳出についてでございます。

給付金についてでございますが、対象となるのは3,000世帯、金額にして総額2億1,000万円を想定しています。また、給付金支給に必要な経費として、コピー用紙等の消耗品費、封筒を印刷するための印刷製本費、郵便料金、給付金の振込手数料、システム導入委託料を併せて計上しております。

なお、専決処分の日は令和5年11月30日でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。議案第66号（専決第6号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）〕について詳細説明を申し上げます。

本案の住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の追加給付事業につきましては、11月2日の閣議決定以降、報道等により対象世帯から早く支給してほしいとの要望が福祉課のほうに多数寄せられていることから、本年7月以降、既に3万円を給付した世帯の中から対象世帯を抽出し、可能な限り年内給付を目指すため専決処分をさせていただきました。

それでは、配付資料を基に説明いたします。

1ページ目は、今まで説明がありましたので、2ページ目を御覧ください。

（3）支給対象についてでございますが、令和5年12月1日が基準日で、高鍋町に住民登録のある世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯とし、かつ住民税が課税されているものの扶養親族のみからなる世帯を含まないこととなっております。

次に、（4）留意事項でございますが、本町において本年6月以降実施している電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金1世帯当たり3万円の給付対象世帯は、令和5年6月1日が基準日で、高鍋町に住民登録のある世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯であります。税法上の被扶養者に対しても給付を行っております。

今回7万円の給付事業では、（3）の支給対象で申しあげましたとおり、下線が引いてありますが、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を含まないことが示されているため、前回3万円を受給できた扶養親族等のみからなる世帯については、今回7万円支給の対象から除かれることとなります。

これは、今般の総合経済対策において、来年、所得税・個人住民税の定額減税の実施が盛り込まれたこと、当該定額減税については、扶養家族の人数に応じた支援が検討されていることが要因となっております。

（5）の給付スケジュールでございますが、現在、給付対象世帯を抽出するための準備作業を進めているところでございます。内容は米印のとおりでございます。抽出した対象世帯に対しては、確認書等の手続を省略し、プッシュ型で前回3万円を給付いたしました

指定口座のほうに12月28日に振り込むということで、今、早急に準備を進めているところでございます。

年内給付世帯を除く対象世帯につきましては、年明けから早期給付に向け、引き続き事務を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、この原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第66号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）〕は、原案のとおり承認されました。

---

日程第5. 議案第67号

日程第6. 議案第68号

日程第7. 議案第69号

日程第8. 議案第70号

日程第9. 議案第71号

日程第10. 議案第72号

日程第11. 議案第73号

日程第12. 議案第74号

日程第13. 議案第75号

日程第14. 議案第76号

日程第15. 議案第77号

日程第16. 議案第78号

日程第17. 議案第79号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別

館の指定管理者指定についてから、日程第17、議案第79号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上13件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定についてから、議案第79号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第67号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定についてでございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定により、社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会を指定管理者として指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第68号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定についてでございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定により、蚊口地区自治公民館連絡協議会を指定管理者として指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第69号高鍋町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございますが、令和6年1月31日をもって当該施設の用途を廃止し、同年2月1日から高鍋町福祉センターとして使用するため、同条例を廃止するものでございます。

次に、議案第70号高鍋町附属機関設置条例の一部改正についてでございますが、地方自治法第138条の4第3項の規定により、本町で設置した附属機関のうち、名称が変わったもの及び既に廃止しているもの等があることから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第71号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、産前産後期間における出産被保険者に係る国民健康保険税を減額する地方税法の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第72号高鍋町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、現在、使用を停止している高鍋町老人デイサービスセンターの用途を変更し、高鍋町福祉センターとして使用するため、高鍋町福祉センターの位置等について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第73号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、先般の地方自治法の改正に伴い、令和6年4月1日以降、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するために関係する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第74号高鍋町国営土地改良事業基金条例の制定についてでございますが、今年度、農林水産省において着工されました国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区につきま

して、工事完了予定の令和15年度以降に町への事業負担金が発生することとなっており、その負担金の償還に必要な資金を積み立てるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第75号高鍋町災害危険区域に関する条例の制定についてでございますが、台風や大雨などの自然災害により地理的要因や過去の災害被害が大きかった地域について、災害の再発を防ぐことを目的として、建築基準法第39条の規定により、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築を制限するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第76号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,631万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億53万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出は、高鍋駅舎の改修及び古墳の維持管理に役立ててほしいと2名の方から寄附を頂きましたので、来年度活用するために基金に積み立てるもの、2月から3月にかけて合計5つの高校・大学・社会人野球チームが本町で春季キャンプを行うこととなりましたので、スポーツ合宿補助金を増額するもの、民生費において、障害福祉費、児童福祉費の扶助費を実績の見込額に応じて増額するものなどがございます。

歳入は、国庫支出金、県支出金、寄附金、財政調整基金繰入金の増額などがございます。

あわせて、就学前教育・保育施設整備事業ほか12件の繰越明許費の設定、廃棄物処理委託ほか25件の債務負担行為の追加、保育園施設整備事業ほか5件の地方債の変更を行うものでございます。

次に、議案第77号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億137万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出は令和3年度分国民健康保険税減免額に係る修正申請に伴う県負担金返還金の増額で、歳入は繰越金の増額でございます。

あわせて、国保市町村事務処理標準システム保守業務委託ほか3件の債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第78号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、後期高齢者健康診査委託の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第79号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ338万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,915万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、介護保険制度改正に係るシステム改修費の増額で、財源といたしましては、国庫支出金及び一般会計繰入金でございます。

あわせて、高鍋町地域包括支援センター運営事業委託ほか10件の債務負担行為の

設定を行うものでございます。

以上、13件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

.....  
午前10時34分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

---

### 日程第18. 選挙第1号

○議長（永友 良和） 次に、日程第18、選挙第1号高鍋町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第97条及び第182条の規定に基づき、高鍋町選挙管理委員会委員及び同補充員のそれぞれ4名を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により指名推選にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、高鍋町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法につきましては、指名推選とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法につきましては、議長において指名することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時36分休憩

.....  
午前10時40分再開

○議長（永友 良和） それでは再開いたします。

只今より指名を行います。

高鍋町選挙管理委員会委員に、吉川雅聰氏、酒匂英子氏、中村康夫氏、宮越純子氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。只今議長において指名しました4名を高鍋町選挙管理委員会委員の

当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。よって、以上4名が高鍋町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、高鍋町選挙管理委員会委員補充員に、鈴木良一氏、井上丈夫氏、長谷川ゆり子氏、相馬宗典氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。只今議長において指名いたしました4名を高鍋町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにし、補充員の順位は指名の順位とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、以上4名が高鍋町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

---

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時41分散会

---